

入札公告

(総合評価落札方式)

次のとおり一般競争入札(総合評価落札方式)に附します。
平成30年8月24日

支出負担行為担当官
岡山労働局総務部長 小泉 明久

1. 調達内容

- (1) 調達件名
岡山公共職業安定所の官用車(小型貨物自動車1台)の交換に係る契約
- (2) 調達件名の数量、仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限
契約締結の日～平成30年12月17日
- (4) 納入場所
入札説明書及び仕様書による。
- (5) 入札方法
本件は、価格と環境性能を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の入札である。
落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 電子調達システムの利用について

本案件は、電子調達システムにより行うこととする。
なお、電子調達システムによりがたい場合は、当局へ申し出を行い紙入札方式参加届を提出することにより、紙入札方式に変更することができる。

3. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成28・29・30年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において、厚生労働省大臣官房会計課長より中国地域で「物品の販売」(車両類)のB等級、C等級又はD等級に格付けされている者であること。
- (4) 労働保険、社会保険の加入が未適用でないこと。及びこれらに係る直近の2年間の保険料の滞納がないこと。
- (5) 電子調達システムにより入札に参加する者については、利用者登録を行っていること。
- (6) 資格審査申請書又は、添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (7) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること

4. 入札説明書の交付場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先
〒700-8611 岡山労働局総務部総務課(岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階)
岡山労働局総務部総務課会計第二係 中務・丸本
電話:086-225-2011 FAX:086-231-6430
- (2) 入札説明書の交付方法
岡山労働局ホームページ(<https://jsite.mhlw.go.jp/okayama-roudoukyoku/>)に掲載する。
掲載期間:本公告の日から平成30年9月6日(木)午後5時まで

5. 入札書の提出場所等

- (1) 電子調達システムのURL
政府電子調達システム
<https://www.geps.go.jp/>
- (2) 入札等の問い合わせ先
上記4(1)に示す場所と同じ。
- (3) 紙入札方式による入札書等の提出先
上記4(1)に示す場所と同じ。
- (4) 電子調達システムによる入札書類データ(証明書等)の受領期限及び紙入札参加届等書類(証明書等)の受領期限
平成30年9月7日(金)午前11時
- (5) 電子調達システムによる入札書の受領期限及び紙入札方式による入札書の受領期限
平成30年9月10日(月)午後4時
- (6) 開札の場所及び日時
岡山労働局総務部総務課(岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階)

平成30年9月11日(火)午前9時00分開始

6. その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
入札保証金及び契約保証金の納付を免除する。
- (3) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否
契約書の作成を要す。
- (5) 落札者の決定方法
① 次の要件に該当するものうち、入札説明書に定める総合評価の方法によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。
(ア) 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内であること。
(イ) 入札者の提出した性能等証明書が、岡山労働局の審査の結果、合格したものであること。
② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に課税対象金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった課税対象金額の108分の100に相当する金額と非課税対象金額を足し合わせた金額を入札書に記載すること。
- (6) 落札者の氏名、住所及び落札価格等の落札結果については公表することとする。
- (7) その他
詳細は入札説明書による。